

【補助金の申請について】

●前提条件

令和7年12月サービス提供事業者であって、令和8年3月末までに賃金改善及び職場環境改善を実施する事業者

※令和8年3月までに県へ実績報告を行っていただく必要があります。（令和8年3月中旬～下旬予定）

実績報告書の提出時点で本補助金の要件（賃上げ実施等）を満たしていない場合、既に交付を受けた補助金は返還となります。

→上記の前提条件が実施可能な場合は、以下の「●提出方法」により申請いただけます。

前提条件の実施が困難な場合は、パターン②によりお手続きをお願いいたします。

●補助金交付予定時期

令和8年3月下旬

●補助金額

以下の【算定式】により算定した金額。ただし、交付申請額を上限となります。

【算定式】被保険者ごとの補助額 = 基準月（令和7年12月）の介護総報酬 × 交付率

●賃金改善及び職場環境改善の対象期間

令和7年12月から令和8年3月（実績報告時）まで

●交付申請受付期間

令和8年1月13日（火曜日）から同年2月13日（金曜日）まで ※消印有効

●提出方法

電子申請または郵送によりご提出いただけます。

- ・電子申請

[県の電子申請フォームはこちら](#) ※令和8年1月13日（火曜日）9時以降にアクセス可能です。

- ・郵送

（郵送先）

〒700-0901

岡山市北区本町6番36号第一セントラルビル4F 株式会社キャリアプランニング内

※同じフロアにテナントが複数社入っているため、送付の際は社名まで記載をお願いします。

宛名は、『岡山県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業事務局』をお願いします。

●提出書類（様式は県ホームページよりダウンロードいただけます。）

- ・交付申請書（第1号様式）
- ・計画書（基本情報入力シート、別紙様式2-1、2-2、2-3）

※別紙様式2-1 ⇒処遇改善加算対象サービスについて、補助金を申請する場合

別紙様式2-2 ⇒処遇改善加算対象外サービスについて、補助金を申請する場合

●留意事項

- ・申請書類等の作成において、事業所番号や申請する介護サービスの誤りがないようご確認ください。
申請いただいた内容で補助金の算定を行いますので、万が一漏れや誤りがあった場合、正しく算定できない可能性があります。

例）事業所の廃止等に伴う事業所番号の変更がないかご確認ください。

（介護予防）と付くサービスは、それぞれ別々に申請いただきますので、両方のサービスを申請される場合は、必ず分けて申請してください。

- ・原則、電子申請でのご提出をお願いします。
- ・ご提出の際は、提出書類が揃っていることを必ずご確認ください。
- ・ご提出いただいたあと、事務局にて書類の内容を確認させていただきます。内容の確認等のため、連絡させていただくことがあります。